

佐野商工会議所景況調査

(平成22年10月～12月)

佐野市内の建設業・製造業・商業・サービス業290社を対象に調査した。
☆業況について

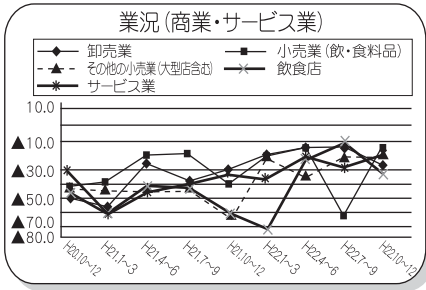
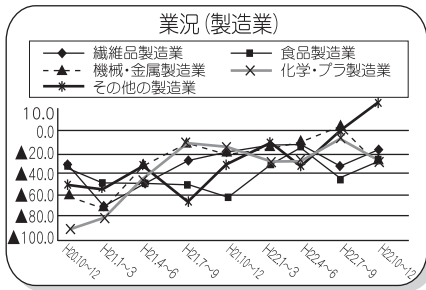
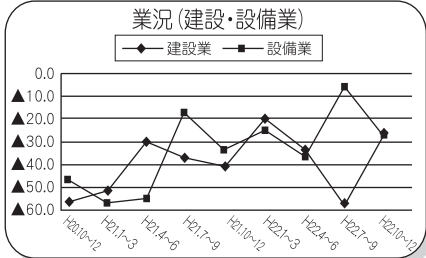
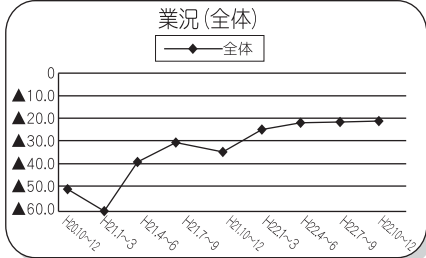
全業種のD指数▲20.9、前期比0.2ポイント改善。

業種別D指数(上位5業種)

①その他の製造業▲27.3ポイント②小売業(飲・食料品)▲13.0ポイント

③繊維品製造業▲18.2ポイント④サービス業▲19.4ポイント⑤食品製造業▲24.0ポイント

	全体	建設業	設備業	繊維品製造業	食品製造業	機械・金属製造業	化学・プラ製造業	その他の製造業	卸売業	小売業(飲・食料品)	その他の小売業(大型店含む)	飲食店	サービス業
H20.10~12	▲50.7	▲55.1	▲48.0	▲31.3	▲36.4	▲59.0	▲90.7	▲50.0	▲50.0	▲44.3	▲47.8	▲46.7	▲30.4
H21.1~3	▲59.5	▲51.7	▲57.7	▲72.4	▲44.3	▲77.0	▲81.0	▲52.2	▲54.5	▲37.5	▲48.6	▲62.8	▲60.0
4~6	▲39.4	▲30.0	▲55.6	▲46.9	▲45.8	▲32.2	▲45.5	▲28.6	▲28.3	▲23.1	▲47.8	▲44.7	▲47.8
7~9	▲30.3	▲38.0	▲19.4	▲23.8	▲51.7	▲11.5	▲12.2	▲63.6	▲34.9	▲21.7	▲46.9	▲48.8	▲44.1
10~12	▲34.1	▲40.5	▲33.3	▲19.4	▲62.3	▲19.4	▲18.4	▲28.6	▲30.6	▲39.6	▲65.6	▲60.6	▲30.4
H22.1~3	▲24.7	▲20.0	▲26.3	▲14.8	▲34.6	▲17.3	▲26.1	▲7.3	▲17.0	▲25.0	▲24.6	▲72.4	▲34.3
4~6	▲21.4	▲33.3	▲37.5	▲13.4	▲14.3	▲9.8	▲25.9	▲30.0	▲14.3	▲14.8	▲34.3	▲22.0	▲20.5
7~9	▲21.1	▲57.1	▲5.9	▲33.3	▲44.7	2.8	▲6.1	0.0	▲13.6	▲61.9	▲21.1	▲10.3	▲29.6
10~12	▲20.9	▲27.3	▲28.3	▲18.2	▲24.0	▲26.8	▲25.3	27.3	▲28.6	▲13.0	▲23.1	▲33.3	▲19.4



◎分析方法[景況動向指数(D)]による

景況指数は、好況・不況の差を指数にしたものであり、基準指数が「0」で上限限度は、+100・-100となり、プラスは景況の好転、マイナスは景況の悪化をあらわしている。

平成二十三年労務管理講習会並びに新春労務懇談会が開催されます。

この講演会は、栃木労働基準監督署担当者からの講話に続き、芳賀町で紙袋を製造している(株)ヘーコーパックス社長の鈴木健夫氏の講演があります。

鈴木社長は、工場をきれいにすることが、基本と捉え「全員便所掃除」を徹底

労務管理講演会並びに新春労務懇談会の開催

平成二十三年労務管理講習会並びに新春労務懇談会が開催されます。

この講演会は、栃木労働基準監督署担当者からの講話に続き、芳賀町で紙袋を製造している(株)ヘーコーパックス社長の鈴木健夫氏の講演があります。

鈴木社長は、工場をきれいにすることが、基本と捉え「全員便所掃除」を徹底

【日時】二月四日(金) 午後一時三十分

【場所】ホテルサンルート佐野

【参加料】講演会は無料(資料等の準備の都合上、参加される方は一報下さい。)

【労務管理講演会】

○講話 栃木労働基準監督署担当者

○講演 鈴木健夫氏

【主催】(社)佐野労働基準協会

【問合せ】同協会(☎二四一六四七〇)



昨年十一月に行われた、日本商工会議所並びに佐野商工会議所共催による第一二六回簿記検定試験で、福島瞳さん(植上町在住)が、この日商簿記一級は、税理士、公認会計士などの国家試験の登竜門であり、これに合格すると税理士試験の受験資格が得られる。平成二十一年度の年間合格率は約九・六%と低く、見事に一級に合格した。当所での受験者の一級合格率は、平成十五年十一月の第一〇五回検定試験以来。



税理士、公認会計士への登竜門 福島瞳さん見事に日商簿記一級に合格

見事に一級に合格した。当所での受験者の一級合格率は、平成十五年十一月の第一〇五回検定試験以来。

この日商簿記一級は、税理士、公認会計士などの国家試験の登竜門であり、これに合格すると税理士試験の受験資格が得られる。平成二十一年度の年間合格率は約九・六%と低く、見事に一級に合格した。当所での受験者の一級合格率は、平成十五年十一月の第一〇五回検定試験以来。

受験者にとって難関になっている。

(阿部)

掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

課税される所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)		加入後の節税額(=a-b)	
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額7万円
200万円	306,500円	286,000円	178,000円	20,500円	128,500円
400万円	776,500円	740,500円	538,500円	36,000円	238,000円
600万円	1,376,500円	1,340,500円	1,124,500円	36,000円	252,000円
800万円	2,008,000円	1,968,400円	1,730,800円	39,600円	277,200円
1,000万円	2,768,000円	2,716,400円	2,406,800円	51,600円	361,200円

※1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

※2 税額は、平成22年1月1日現在(平成18年度法制改正適用)の税率に基づいています。

【加入資格】
○常時使用する従業員数が二十人以下(商業・サービス業は五人以下)の個人事業主及び会社役員。
○常時使用する従業員が五人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員。
○常時使用する従業員数が二十人以下であって、農業経営を主としている農事組合法人の役員。
○事業に従事する組合員が二十人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が二十人以下の協業組合の役員。
○小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者(個人事業主一人につき二人まで)

【節税の特典】
①掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。(一年以内の前納掛金も控除できる)
②共済金の受取りは、一括・分割(十年・十五年)を選択できます。税

小規模企業共済

経営者にも退職金を!

個人事業主の「共同経営者」も加入の対象となりました

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るために資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわゆる「経営者の退職金制度」といえます。

ておく共済制度です。いわゆる「経営者の退職金制度」といえます。

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で、次の条件を満たしている方々です。①事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担していること。②事業の執行に対する報酬を受けていることを、条件とします。

【毎月の掛金】
①千円～七万円(五百円単位)までの範囲内で自由に選べます。
②掛金は、増額・減額ができます。(減額には一定の条件が必要です)
③掛金は、加入された方ご自身の預金口座からの振替となり、払い込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」から選べます。
【税法上の特典】
①掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。(一年以内の前納掛金も控除できる)

共済金等の受取り(掛金月額1万円の場合)

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	

税法上の取扱い: 退職所得扱い

※1 共済金等の額は、経済情勢が大きく変化したときには、変更されることもあります。
※2 A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額および契約期間によっては、手取額が掛金合計を下回る場合があります。
※3 解約手当金の税法上の取扱いについて、任意解約で受取時65歳以上の場合は、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上、および法人成りによる事由の場合、退職所得扱いとなります。

共済金の分割受取り額

分割受取り額	10年分割(40回)		15年分割(60回)	
	3か月ごとに	受取総額	3か月ごとに	受取総額
掛金月額3万円	3,000,000円	78,900円	3,156,000円	54,000円
掛金納付年数15年	6,033,000円	158,668円	6,346,720円	108,594円
共済金A(上表参照)	10,000,000円	263,000円	10,520,000円	180,000円
一括受取り額6,033,000円(=2,011,000円の3倍)				

税法上の取扱い: 公的年金等の雑所得扱い

※1 共済金の分割受取り額については、源泉徴収前の金額を掲載しています。

春の訪れを告げる「田沼初午祭」

3/4(金)～3/6(日)

旧田沼町の中心部・一級塚稲荷神社周辺で、三月四日(金)から三月六日(日)までの三日間、午前九時～午後七時まで「田沼初午祭」が開催される。

同祭は、春の訪れを告げるイベントとして、古くから地元の人たちに愛されており、毎年大勢の客で賑わっている。

足利銀行田沼支店駐車場では、五日・六日の午前九時から午後五時まで、物産展示即売会も行われ、わさび、桐工芸品、いもフライ、地酒、そば、まんじゅうなど郷土の物産品が並ぶ。なお、初午祭の開催に伴い周辺道路の交通規制が実施されますのでご注意ください。

お問合せは、佐野市あそ商工会(☎六二一三六五五)まで。(阿部)

